

企業活動分析による 収益力強化事業補助金

自社の商品やサービス等の付加価値を高め収益を確保し、
従業員の賃上げに取り組む事業者を支援します！

補助対象者	以下、すべてに該当する方 ・商工会の会員で福井県内に主たる事業所を有する中小企業者および小規模企業者であること ※令和6年3月までに創業し、決算を1回以上迎えていること ・「パートナーシップ構築宣言」登録企業者であること ・付加価値を高めるための事業計画を商工会と一体となって作成していること		
補助対象事業	バリューチェーン分析等を活用した、自社の商品やサービス等の付加価値を高める取組み		
申請期間	第5回：令和7年4月7日（月）～ 令和7年 5月16日（金） 第6回：令和7年7月1日（火）～ 令和7年 8月 1日（金）予定		
事業期間	第5回：令和7年4月7日（月）～ 令和7年12月31日（水） 第6回：令和7年7月1日（火）～ 令和7年12月31日（水）予定		
補助対象経費	建物費／機械装置・システム構築費／技術導入費／専門家経費／原材料費／外注費／ 産業財産等関連経費／会議費／広報費／印刷製本費／運搬費／研修費／その他補助事 業に必要と認められる経費 ※補助対象経費については、交付要領の別表1を必ずご確認ください		
補助率 補助上限額	区分	補助率	補助上限
	通常枠	2/3 (※の場合3/4)	100万円
	前向き枠	2/3 (※の場合3/4)	200万円
	大規模賃金 引上枠	3/4 (※の場合4/5)	300万円
※県広報への協力の同意および発注者目線での受入事例を提出する場合			

補助対象要件

区分	対象要件
通常枠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業終了後3年間において、<u>付加価値額を年率平均3%以上増加</u>する計画を策定すること ・ 任意の連続する2カ月間にて<u>従業員一人当たりの平均給与支給額を前年同期間と比較して1.5%以上増加</u>すること <p>※ただし、申請時において従業員がいない事業者は本要件を満たす必要はない</p>
前向き枠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時において従業員を5人以上雇用している事業者であること ・ 補助事業終了後3年間において、<u>付加価値額を年率平均5%以上増加</u>する計画を策定すること ・ 任意の連続する2カ月間にて<u>従業員一人当たりの平均給与支給額を前年同期間と比較して1.5%以上増加</u>すること
大規模賃金引上枠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時において従業員を5人以上雇用している事業者であること ・ 補助事業終了後3年間において、<u>付加価値額を年率平均5%以上増加</u>する計画を策定すること ・ 任意の連続する2カ月間にて<u>従業員一人当たりの平均給与支給額を前年同期間と比較して5.5%以上増加</u>すること（比較する従業員は前年同期間から継続雇用されている5人以上の従業員とする）
<p>※詳細については、交付要領の別表2を必ずご確認ください</p>	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交付申請書（様式第1） (2) 事業計画書（別紙1） (3) 補助率引上げに伴う同意書（別紙2） ※補助率の引上げを希望する方のみ (4) 収支予算書（別紙3） (5) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書 (6) 地方消費税の納税証明書 (7) パートナーシップ構築宣言の登録がわかる画面の写し (8) 決算関係書類 【法人の場合】直近一期分の決算書資料（損益計算書、貸借対照表） 【個人の場合】直近の確定申告書（第一表、第二表） および収支内訳書（1・2面） または所得税青色申告決算書（1～4面）の写し (9) 賃金要件を満たすことを示す書類（申請時点で未達の場合は不要）
提出先	<p>あわら市・坂井市・永平寺町・福井東・福井北・福井西・越前町・越前市・池田町・南越前町・わかさ東・おおい町・高浜町商工会</p>

※詳細については、交付要領をご確認ください。

※最寄りの商工会にご相談の上、申請ください。

制度詳細HP

